

令和2年第1回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

令和2年3月26日（木曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第4号議案 幸田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

第5号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について

第6号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

第7号議案 幸田町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

第8号議案 岡崎市の一般廃棄物処理施設の利用に係る事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について

第9号議案 西三河都市計画事業幸田駅前土地区画整理事業施行条例の一部改正について

第10号議案 幸田町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

第11号議案 町道路線の認定及び廃止について

第18号議案 令和2年度幸田町一般会計予算

第19号議案 令和2年度幸田町土地取得特別会計予算

第20号議案 令和2年度幸田町国民健康保険特別会計予算

第21号議案 令和2年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算

第22号議案 令和2年度幸田町介護保険特別会計予算

第23号議案 令和2年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算

第24号議案 令和2年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算

第25号議案 令和2年度幸田町水道事業会計予算

第26号議案 令和2年度幸田町下水道事業会計予算

日程第3 議員提出議案第1号 幸田町議会委員会条例の一部改正について

日程第4 閉会中の常任委員会及び議会運営委員会の継続審査・調査の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 田 境 毅 君	2番 石 原 昇 君	3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君	5番 伊 澤 伸 一 君	6番 黒 木 一 君
7番 廣 野 房 男 君	8番 藤 江 徹 君	9番 足 立 初 雄 君
10番 杉 浦 あ き ら 君	11番 都 築 一 三 君	12番 水 野 千 代 子 君
13番 笹 野 康 男 君	15番 丸 山 千 代 子 君	16番 稲 吉 照 夫 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	成瀬 敦君	副町長	大竹 広行君
教育長	小野 伸之君	企画部長	近藤 学君
参事(企業誘致担当)	夏目 隆志君	総務部長	志賀 光浩君
参事(税務担当)	山本 智弘君	住民こども部長	牧野 宏幸君
健康福祉部長	藪田 芳秀君	環境経済部長	鳥居 栄一君
建設部長	羽根 渊闘志君	教育部長	吉本 智明君
消防長	都築 幹浩君	企画部次長 兼企画政策課長	成瀬 千恵子君
環境経済部次長 兼水道課長	太田 義裕君	建設部次長	佐々木 要君
消防次長兼 消防署長	小山 哲夫君	会計管理者 兼出納室長	石川 正樹君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 山本 富雄君

○議長（稲吉照夫君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり、熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（稲吉照夫君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 志賀光浩君 登壇〕

○総務部長（志賀光浩君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

令和2年3月12日開催の予算特別委員会におきます要求資料につきまして、お手元に本日配付させていただきましたので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

〔総務部長 志賀光浩君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者18名であります。

議事日程は、本日、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（稲吉照夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を9番 足立初雄君、10番 杉浦あきら君の御両名を指名いたします。

日程第 2

○議長（稲吉照夫君） 日程第 2、第 4 号議案から第 11 号議案までの 8 件、第 18 号議案から第 26 号議案までの 9 件を一括議題といたします。

これより、委員長報告を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。

9 番、足立君。

〔9 番 足立初雄君 登壇〕

○9 番（足立初雄君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

総務教育委員会審査結果報告書

令和 2 年 3 月 26 日

議長 稲吉照夫様

委員長 足立初雄

令和 2 年第 1 回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読をいたします。

第 4 号 幸田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第 5 号 幸田町手数料徴収条例の一部改正について

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上で報告を終わります。

〔9 番 足立初雄君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。

12 番、水野君。

〔12 番 水野千代子君 登壇〕

○12 番（水野千代子君） おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告といたします。

福祉産業建設委員会審査結果報告書

令和 2 年 3 月 26 日

議長 稲吉照夫様

委員長 水野千代子

令和 2 年第 1 回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第6号 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第7号 幸田町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

入院医療費に係る助成範囲の拡大に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第8号 岡崎市の一般廃棄物処理施設の利用に係る事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について

不燃ごみの処理方法を変更することに伴い、岡崎市の一般廃棄物処理施設の利用に係る事務の委託に関する規約を変更することについて協議する必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第9号 西三河都市計画事業幸田駅前土地区画整理事業施行条例の一部改正について

民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第10号 幸田町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第11号 町道路線の認定及び廃止について

道路整備等に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上でございます。

〔12番 水野千代子君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

15番、丸山君。

〔15番 丸山千代子君 登壇〕

○15番（丸山千代子君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

予算特別委員会審査結果報告書

令和2年3月26日

議長 稲吉照夫様

委員長 丸山千代子

令和2年第1回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第18号 令和2年度幸田町一般会計予算

総予算額176億6,000万円。第2条、債務負担行為、第3条、地方債、第4条、

一時借入金、最高額10億円、第5条、歳出予算の流用。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第19号 令和2年度幸田町土地取得特別会計予算

総予算額1億7,623万円。土地取得費。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第20号 令和2年度幸田町国民健康保険特別会計予算

総予算額31億7,037万3,000円。国民健康保険運営費、第2条、歳出予算の流用。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第21号 令和2年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算

総予算額4億7,712万1,000円。後期高齢者医療運営費。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第22号 令和2年度幸田町介護保険特別会計予算

総予算額21億2,428万1,000円。介護保険運営費。第2条、歳出予算の流用。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第23号 令和2年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算

総予算額2億7,633万3,000円。幸田駅前土地区画整理事業運営費。第2条、地方債。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第24号 令和2年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算

総予算額3億7,995万9,000円。農業集落排水事業運営費。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第25号 令和2年度幸田町水道事業会計予算

第1条、総則、第2条、業務の予定量、(1)給水戸数1万6,723戸(2)年間総給水量503万6,000立米(3)1日平均給水量、1日当たり1万3,797立米(4)主な建設改良事業、配水施設建設費3,050万6,000円、配水施設整備改良費3億8,246万1,000円。第3条、収益的収入及び支出、収入8億5,927万1,000円。支出7億7,505万1,000円。第4条、資本的収入及び支出。収入1億2,634万7,000円。支出4億1,846万円。第5条、一時借入金、限度額1億円。第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用。第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。職員給与費9,384万5,000円。第8条、他会計からの補助金1,000円。第9条、棚卸資産購入限度額752万2,000円。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第26号 令和2年度幸田町下水道事業会計予算

第1条、総則、第2条、業務の予定量(1)水洗化人口2万9,000人(2)年間総排水量270万立米(3)1日平均排水量、1日当たり7,397立米(4)主な建設改良事業、管路建設費1億4,464万3,000円。第3条、収益的収入及び支出。収入6億9,508万9,000円。支出6億9,419万8,000円。

第4条、資本的収入及び支出、収入3億5,342万4,000円。支出4億2,171万6,000円。第5条、企業債、公共下水道事業、限度額2,610万円。流域下水道事業、限度額1,470万円。第6条、一時借入金、限度額1億円。第7条、予定支

出の各項の経費の金額の流用。第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。職員給与費5,017万6,000円。第9条、他会計からの補助金7,748万9,000円。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上であります。

〔15番 丸山千代子君 登壇〕

○議長（稲吉照夫君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、予算特別委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、予算特別委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案17件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

15番、丸山君。

〔15番 丸山千代子君 登壇〕

○15番（丸山千代子君） 議題となっております案件について、順次反対をしましてまいります。

予算特別委員会委員長報告では全員賛成でございましたが、委員長として採決に加わることができないため、本会議で反対の立場を述べさせていただきます。

第18号議案 令和2年度幸田町一般会計予算、高校卒業までの入院医療費無料化の子ども医療費助成の拡大、ショートステイ建設、デマンド型交通事業、高齢者安全運転支援など盛り込まれ福祉施策の拡大なども含まれる一方、問題点も指摘しなければなりません。町長の2回目となる予算編成は、未来につながる新たな施策をさらに推進されると述べられておられるように、令和2年度予算は今までにない過去最高の176億6,000万円と積極的な予算編成で、ふるさと寄附金の好調によって目いっぱい事業に取り組みまれています。

歳入では、ふるさと寄附金は安定財源とは言えず、新型コロナウイルスによる影響も懸念され、12月に補正予算で追加されたものの陰りを見せております。町税のうち法人町民税は、9,100万円の減額であります。法人町民税法人割が消費税10%増税に伴い一部国税化で、9.7%が6%になったことによる影響であり、標準税率を超え

た制限税率で大企業に対して課税すれば1億1,700万円の増額と答弁されたように、自主財源の確保として応分の負担を求めるべきであります。

国によるマイナンバーカード普及が拡大されており、町はその施策に追随していると指摘できるものであります。マイナンバーカードの発行は4,351枚で10.4%であり、国は普及を促進するため公務員にカード取得を強制し、健康保険証として使えるようにする、マイナンバーカードの交付を要件にマイナーポイントのばらまきとしております。マイナンバーは、国民に12桁の番号をつけて行政が保有するさまざまな個人情報をもつて把握する仕組みで、個人情報の漏えいやプライバシーを侵害する危険があると指摘できるものであります。

幼保無償化によって、今まで保育料に含まれていた給食費が新たに4,500円徴収されることになりました。無償化というなら給食費は無料にすべきであります。

幸田中央公園整備で、民間活用による便益施設を誘致する計画であります。公園の緑地保全と撤退につながらない取り組みで町民の利用しやすい施設とすることを求めます。

町の公的な仕事を民間に委ねていく予算は問題であります。放課後児童クラブの民間委託の拡大をせず、直営で行えるよう指導員の待遇改善などを進め、働きやすい職場づくりにすべきであります。民間に事業を投げていけば、子育て分野の公的責任の大きな後退につながる危険性を指摘できるものであります。

以上の点を踏まえ、この予算に反対するものであります。

第20号議案 令和2年度幸田町国民健康保険特別会計予算、2018年4月から国保の財政運営が都道府県単位化となりました。そのため幸田町は県に納付金を納め、国保運営を行うことになっております。今予算の被保険者数は、前年度7,628人が614人減少し7,014人、収納率を96.4%と見込んでおります。納付金額は9億8,527万6,000円、1人当たりになると県下では14番目に高い位置となっております。国保税は値上げが繰り返されてきたため、今では払いたくても払えない国保税となっており、町民生活にとって限度を越えるものとなっております。協会けんぽ並みの国保税にしてほしいと切実な願いは当然であります。国保加入者は、年金生活者、非正規、農業、中小零細業者などの人が多く加入する脆弱な基盤であり、全国知事会、市長会、町村会など、加入者の所得が低い国保がほかの医療保険より保険税が高くなっているのは国保の構造的な問題だと指摘をし、抜本的な財政基盤の強化として、国に対し1兆円の公費投入を求めています。国による公費投入は不可欠であります。また、一般会計からの繰り入れによって値上げをせず、国保税の引き下げを求めるものであります。

第22号議案 令和2年度幸田町介護保険特別会計予算、2000年から始まった介護保険制度は、施行20年を迎えました。国は制度改悪を繰り返し、国家的詐欺と言われるまでに介護の危機は深刻化しております。社会保障審議会介護保険部会は、昨年末、広範な介護利用者に負担増を求める介護保険制度見直しに向けた意見を取りまとめました。見直しの1つが、特養やショートステイを利用する低所得者の食費・居住費の補足給付の負担軽減制度で、さらに資産要件を厳格化し、単身者で年収に応じて650万から500万円以下に引き下げます。介護保険を利用して支払った自己負担額の会計が一

定額を超えたとき、超えた分のお金が戻ってくる高額介護サービス費も負担限度額を引き上げ、最大3倍を超す引き上げを行おうとしております。消費税が10%になり、これ以上の負担増、給付削減で高齢者に傷みを押しつけるものであります。介護保険制度は3年ごとに見直し、介護保険事業計画を策定し、第7期の最終年となります。そのため第8期計画に向けての準備を進める年で、介護保険料についても算定をされてまいります。今までの介護給付費準備基金は残高が1億3,594万6,000円にもものぼっており、この基金を活用して基準額4,300円をキープし据え置くよう求め、負担増としないよう求め、反対討論といたします。

第21号 令和2年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算、後期高齢者医療制度は高齢者を年齢で区切り、75歳以上の被用者保険の被用者や国民健康保険から切り離す制度で、ほかの年代よりも医療が必要な高齢者だけの医療保険であるため、被保険者の増加、疾病の増加、医療技術の高度化が直接保険料に反映します。また、保険料は2年ごとの見直しであります。令和2年、3年度は、均等割が4万5,379円が4万8,765円に、7.46%のアップであります。所得割8.76%が9.64%に、10.05%のアップであります。また、平均保険料は、8万3,781円が9万2,191円となり、約10%の引き上げとなることが明らかにされました。さらに限度額も62万円が2万円アップの64万円になります。3.23%の引き上げであります。後期高齢者が支払う窓口負担は、現在、原則1割ですが、2割負担を導入し医療費の患者負担増を狙うなど、現役世代との負担の公平化と負担増を正当化し、改悪を進めようとしております。窓口負担を引き上げれば、家計が苦しくて受診をがまんする受診抑制をさらに広げることになり、病気の早期発見・早期治療が妨げられ重症化し、かえって医療費の増大を招くこととなります。高齢者への負担増を進める後期高齢者医療特別会計予算に反対するものであります。

次に、第24号議案 令和2年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算、第25号議案 令和2年度幸田町水道事業会計予算、第26号議案 令和2年度幸田町下水道事業会計予算について、消費税に係る点での反対であります。1988年12月、消費税導入法の成立が強行され、1989年4月1日に施行されてから31年となりました。低所得者層ほど負担が重い消費税は、昨年10月から10%への引き上げが強行されました。消費税収は社会保障の財源に回るところか、年金も医療も介護も改悪に次ぐ改悪の連続であります。社会保障のためなどという口実が看板倒れになるのは明白であり、反対するものであります。

以上で終わります。

[15番 丸山千代子君 降壇]

○議長（稲吉照夫君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

7番、廣野君。

[7番 廣野房男君 登壇]

○7番（廣野房男君） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会に上程されました各議案について、賛成の立場から順次討論してまいります。

まず、第7号議案 幸田町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正についてです。

今後の人口増加とともに、子どもたちも当然のようにふえていくものと思われまゝ。そんな中で医療費を町に負担していただけることは、親御さんたちにとっては大変ありがたいと思われるのは間違いないことで、少子化の歯どめにも効果があるものと思います。この議案には賛成ですが、今後、15歳以上から18歳までの子どもさんたちの予算面のやりくりも大変だと思いますが、入院医療費の助成だけでなく通院費の支援も実現していただくようお願いします。

最後に、第18号議案 令和2年度幸田町一般会計予算については、予算総額176億6,000万円の使い道が町長の施政方針に見られるように、各分野にバランスよく配分され、みんなでつくる元気な幸田、そして先ほども述べました多世代が豊かに暮らせる町に向けて、間違いなくよい方向に進んでいくと思います。

幸田町も後押しし、来月オープン予定の藤田医科大学岡崎医療センターへの期待は大きいと思います。そこへの送迎アクセスはこれから見直しもあると思いますが、そこへの患者さんたちにとっては大変喜ばれるシステムになると思います。高齢の方たちには健康管理のためや、もっともっと活躍したい人のためにシニア・シルバーサポートセンターやショートステイ施設の建設、そして自動車事故防止のための安全装置の助成などがあり、また想定される災害に対応するためのマンホールトイレの整備工事、また防犯対策としての防犯カメラや防犯灯の増設、その他、農業支援事業、企業立地の推進、文化・教育事業など、あらゆる分野にあらゆる年代層にくまなく配慮されています。まずはこれらの事業を継続的に前へ進めてもらうことをお願いし、賛成討論といたします。

以上です。

〔7番 廣野房男君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、上程議案17件について採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決の順番は、議案番号順といたします。

まず、第4号議案 幸田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第4号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第5号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第5号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第6号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第6号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第7号議案 幸田町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第7号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第8号議案 岡崎市の一般廃棄物処理施設の利用に係る事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第8号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第9号議案 西三河都市計画事業幸田駅前土地区画整理事業施行条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第9号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第10号議案 幸田町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第10号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第11号議案 町道路線の認定及び廃止について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第11号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第18号議案 令和2年度幸田町一般会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第18号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第19号議案 令和2年度幸田町土地取得特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第19号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第20号議案 令和2年度幸田町国民健康保険特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第20号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第21号議案 令和2年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第21号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第22号議案 令和2年度幸田町介護保険特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第 2 2 号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第 2 3 号議案 令和 2 年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第 2 3 号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第 2 4 号議案 令和 2 年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第 2 4 号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第 2 5 号議案 令和 2 年度幸田町水道事業会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第 2 5 号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第 2 6 号議案 令和 2 年度幸田町下水道事業会計予算、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第 2 6 号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。



日程第 3

○議長（稲吉照夫君） 日程第 3、議員提出議案第 1 号 幸田町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

1 3 番、笹野君。

〔1 3 番 笹野康男君 登壇〕

○13 番（笹野康男君） 議員提出議案第 1 号 幸田町議会委員会条例の一部改正についてであります。

幸田町議会会議規則第 1 4 条の規定により、上記の議案を所定の賛成者とともに連署し提出します。

令和 2 年 3 月 2 6 日

提出者 幸田町議会議員 笹野康男
賛成者 幸田町議会議員 足立初雄、同じく田境毅、同じく石原昇、同じく藤江徹、
同じく杉浦あきら、同じく水野千代子
提案理由 町の組織機構の再編に伴い、必要があるからであります。
幸田町議会委員会条例の一部改正について、改正の要旨を少し説明させていただきます。

提案理由でも申し上げましたが、町の組織機構の再編に伴い、環境経済部水道課と建設部下水道課、この2つの課を新設する上下水道部に移管するための幸田町部設置条例の一部改正並びに幸田町水道事業の設置等に関する条例の一部の改正が令和元年12月20日に可決されました。令和2年4月1日より施行することとされました。これらの条例の一部改正に伴いまして、幸田町議会委員会条例第2条の表のように、福祉産業建設常任委員会の所管事項に上下水道部を加える改正をするものであります。以上が幸田町議会委員会条例の一部改正の要旨でありますので、よろしく御審議のほうをお願いいたします。

以上であります。

〔13番 笹野康男君 降壇〕

- 議長（稲吉照夫君） 提案理由の説明は終わりました。
これよりただいま議題となっております議員提出議案について質疑を行います。
質疑は1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんのでよろしくお願いいたします。
議員提出議案第1号について、質疑を許します。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（稲吉照夫君） 以上で、議員提出議案第1号の質疑を打ち切ります。
これをもって、質疑を終結いたします。
ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。
ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲吉照夫君） 異議なしと認めます。
よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。
これより、議員提出議案について、討論に入ります。
まずは、原案反対の方の発言を許します。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（稲吉照夫君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。
次に、原案賛成の方の発言を許します。
ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

議員提出議案第1号 幸田町議会委員会条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(稲吉照夫君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第1号は、原案どおり可決することに決しました。



日程第4

○議長(稲吉照夫君) 日程第4、閉会中の常任委員会及び議会運営委員会の継続審査・調査の件を議題といたします。

会議規則第73条及び第75条の規定により、お手元に印刷の配付のとおり、各委員長から所管する事項について、閉会中も審査及び調査について、終了するまで継続し、これを行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて、令和2年3月2日招集された第1回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前 9時51分

○議長(稲吉照夫君) 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) 令和2年第1回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼

の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、去る3月2日から本日まで25日間の長きにわたり、御多用にもかかわらず、終始熱心に御審議をいただき、私どもが提案をさせていただきました全議案とも議決賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会での審議の際にいただきました御意見、御提言等を重く受けとめ、十分留意をいたしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、7名の議員の方々からいただきました一般質問につきましては、どれも時宜を得た内容でございまして、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし、今後の町政推進に活かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

特に令和2年度当初予算につきましては、税収等は増額を見込んでおりますが、経常経費の増加も見込まれております。また、新型コロナウイルスによる経済的な打撃も必至であろうと思われまます。今後も財政状況に配慮しながら持続的な財政運営に努め、町と人を結ぶ魅力ある令和スタートプランの実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

ここで、御報告をさせていただきます。

1点目、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。新型コロナウイルス感染症対策が国を挙げて進められているところでございます。3月20日、金曜日に、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が開催されまして、国の医療や学校再開に向けた調整、大規模なイベントの開催に関する留意点などが示されました。本町におきましても、これまで6回の対策本部会議を開催しまして、町の対応方針を決定し、町民の皆様へ周知を図っているところでございます。現在、感染拡大防止のため町が主催する行事等の縮小または中止の対応を行っているところでございますが、3月24日に実施いたしました第6回目の対策本部会議におきまして、その対策期間を4月19日まで延長することといたしました。また、小中学校の臨時休校は、当初に決定しましたとおり3月24日までとし、入学式前日までを春期休業といたします。なお、入学式は、小中学校ともに予定どおりの期日に実施いたしますが、感染拡大防止のため、出席者を新入生、教職員及び保護者に限定して挙行をいたしたいと思っております。引き続き、国・県からの情報を収集し、適切な情報発信をいたしまして、蔓延防止に努めてまいりたいと思っております。

2点目についてでございます。人事異動についてでございます。今年度末に、県の派遣の職員の該当は除きまして、5名の職員が退職する予定でございます。これまでそれぞれの立場で努力をしていただきましたことに改めて謝意を表したいと存じます。

この退職者の内訳であります。部長級が1名、課長補佐級であります。保育園の園長が2名、そして主事が2名でございます。長きにわたり勤務いただきました企画部長の近藤学君であります。幸田町行政の発展のために行政実務の要として力を発揮していただきました。私といたしましても心から、その功績に謝意を表したいと存じます。

近藤企画部長につきましては、昭和57年に本町の職員として採用され、38年の長

きにわたり勤務をされました。平成21年には総務部企画政策課長、平成23年には建設部都市計画課長、平成24年には建設部次長兼都市計画課長、平成25年には建設部長、平成29年には企画部長、平成30年4月には企画部長兼企業立地課長、そして同年の6月には企画部長となり、幸田町のまちづくりの根幹を支えていただきました。特に企業誘致、そして土地利用計画など、町の振興施策の位置づけに欠かせない重要な各種計画づくりにかかわりつつ、幸田町のまちづくり全般にわたるハードとソフト事業に力を発揮していただき、幸田町の発展に尽力をしていただきました。

惜別の念は残るわけではありますが、改めてこれまでの長きにわたる努力に謝意を表するとともに、健康に留意され、これからも幸田町役場の現役職員に対する指導、助言とあわせまして、幸田町のますますの発展のために引き続き御尽力いただきたいと思っていますところでございます。

次に、新年度の4月1日付の人事異動でございます。お手元に届いているとは思いますが、今回の人事異動は、上下水道部の設置、そして人事秘書課と財政課の属する部の入れかえを行うなど組織の再編を行い、部長級3名、次長級2名、課長級5名の異動を行ったほか、先ほど申し上げましたとおり、退職者5名に対し新規採用職員は19名とし、これによりまして再任用職員を含め375名となります。

人事異動に当たっての基本的な考え方は、第6次総合計画の将来像として掲げられた、みんなでつくる元気な幸田の実現に向けまして、1、子育て教育環境の整備、2、公共施設の修繕、改修、長寿命化、3、安全・安心施策のさらなる充実、4、高齢者・障害者等に対する支援体制の強化、5、三ヶ根駅周辺を始めとする駅を中心としたまちづくりの5つの重点事業を推進するための組織、人事体制整備に必要な人事異動を行ったものでございます。さらに企業誘致を積極的に推進するため、企業庁への職員を派遣し、また長野県千曲市への被災地職員派遣を行うとともに、今年度に引き続きまして、経済産業省、全国市町村国際文化研究所、後期高齢者医療広域連合、愛知県の防災局消防保安課への職員派遣を行いまして、それぞれの機関との連携強化を図るとともに、職員一人一人の技術、技能または知識向上を図ってまいります。

私を含めまして、職員一人一人がこれまで以上に知恵と工夫を凝らし、常に住民目線の行政運営を心がけ、おもてなしの心をもって住民の皆様の信頼に応えてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、議員の皆様方におかれましては、体調管理にはくれぐれも御留意をいただきまして、今後の町政の発展のため、さらなる御活躍、御尽力を賜りますようお願いを申し上げます、お礼の御挨拶といたします。ありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） ここで、この3月末日に退職されます近藤企画部長及び県に戻られる佐々木建設部次長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

それでは、近藤企画部長、お願いいたします。

〔企画部長 近藤 学君 登壇〕

○企画部長（近藤 学君） 議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶をさせていただきます。

まずは、定年退職という私ごとに対しまして、このような議場での挨拶の機会をいただきまして、また先ほどは町長から過分なお言葉をいただきまして、心より感謝を申し上げます。

私は、昭和57年、1982年に幸田町役場に採用され、38年間技術職員として主に都市計画及び企画部門を中心に務めさせていただきました。振り返りますと、磯部町政1期目から2期目、大浦町政が3期、そして近藤町政も3期、そして大須賀町政2期と、そして成瀬町長、5人の町長に任せさせていただきましたが、この間、議会におきましても20人の議長さんの時代を経て、さまざまなプロジェクト、事務事業のハードからソフトまで数多くかかわらせていただきました。幸田公園また中央公園の用地取得整備とか、また桜坂やこうたの杜などの民間住宅開発、企業庁、中村精機やアピックス等の企業誘致、そして相見駅誘致や幸田駅バリアフリーなど、また土地区画整理では13地区全てにかかわらせていただきました。そして、土地利用としての施設誘致も推進させていただきました。一方、特に企画分野におきましては、総合計画、2005年の愛・地球博や岡崎市と額田町との3市町の市町村合併研究会も担当させていただきました。特にこの合併問題の際には、平成15年の12月議会になりますけれども、全員協議会におきまして、私も企画係長という立場でありながらこの場に出させていただきますながら、ここで30分ほど説明をさせていただいたことがございます。それが私の議会デビューとなり、それから以来16年以上もの間、お世話になり、自分自身もこの場で大変成長させていただいたという感謝を申し上げたいと思います。私たちのさまざまな経験が歴史に、また記録が記憶に変わる瞬間に立ち会わせていただき、このようなだいご味のあるまちづくりに微力ながらかかわらせていただきましたことは、企画、都市計画に携わる行政マンとしては最高に栄誉なことだと感謝いたします。

幸田町を築いてこられた先輩方々の志を読み解き、それをどう次の時代に引き継いでいくのか、確かな技術でその種を植えつけておけば、いつか花を咲かせていくのではないかという思いで、私自身もさまざまなメッセージを残させていただきました。昭和の時代から平成の30年間、そして令和の新時代まで何とかたどり着くことができましたのも、2年前急逝されてしまいました大須賀前町長を始め、多くの他界されてしまいました偉大な先輩方々、そして何より議会の方々の叱咤激励をいただきながら、諸先輩方を始め同僚、部下や職場にも恵まれ、とても言い尽くせないほど全ての皆様に心から感謝を申し上げます。

最後になりますが、今後とも幸田町がますます発展することはもとより、議員の皆様、また町長始めとする幸田町役場職員及びあらゆる関係者の皆様方のますますの御健勝、御多幸を御祈念いたしまして、私の退任の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔企画部長 近藤 学君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、佐々木建設部次長、お願いいたします。

〔建設部次長 佐々木 要君 登壇〕

○建設部次長（佐々木 要君） 議長からの発言のお許しをいただきましたので、僭越ながら御挨拶をさせていただきます。

まずは、建設部次長の佐々木でございます。

まず、このような場で退任の御挨拶をさせていただく機会を与えていただきまして、大変感謝申し上げます。ありがとうございます。

私は、平成30年度、あと今年度の2年間、愛知県からの派遣職員として、菱池遊水地事業ですとか、国道・県道そういった道路を始めとする主に県に関係する事業の調整につきまして、幸田町職員の皆様とともに微力ながら取り組んでまいりました。建設部次長という大任を拝命したことから、皆様にも委員会ですとか、管内視察を始めといたしまして勉強させていただく機会が数多くありまして、私としましてはこの上なく貴重な体験をさせていただきました。なかなか至らない点も多くありましたが、御容赦いただけるとありがたいと思っております。

幸田町は、山に囲まれた自然の多いとても環境のすばらしい町でありまして、また朝などはすれ違う人たちが挨拶しながら行くという、人もとてもいい町だなと私はとても思いまして、この短い2年間ではありますが、幸田町の一ファンとなることができとてもよかったと思っております。この活気あふれる魅力的な幸田町が今後も引き続き発展し続けていくことを、県に戻ってから側方からお祈りしておりますので、うまく盛り上がっていただけたら私としてはすごく幸せでございます。

こんなところで、私からの退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

〔建設部次長 佐々木 要君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 退職等されます各位におかれましては、長年にわたり町行政に御尽力いただき、まことにありがとうございました。大変お疲れさまでした。

席にお戻りください。

議員各位には何かと御多忙の中、長期間にわたり、熱心に御審議を賜り、議事進行に御協力いただきましてまことにありがとうございました。

理事者各位には成立した議案の執行に当たっては適切に運用されますようお願いいたします。

これにて散会といたします。

大変御苦勞さまでした。

散会 午前10時09分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和2年3月26日

議 長

議 員

議 員